

部活動の活動方針

共通確認事項

☆は今年度の確認事項

☆練習・施設利用開始については、5月中は自粛し、6月以降から行う。

☆コロナ感染拡大防止の対策として臨時休校が長引いたことから、児童の体力が落ちていることが考えられます。激しい練習は避け、緩やかな練習メニューを組み児童の健康・安全に十分留意してください。

☆練習の環境とメニューは、3密をさけるようにしてください。

(1) 施設使用について

- ①学校施設・備品を借用する場合は、学校長の許可を得る。
- ②サッカーゴールや鉄棒等を移動した場合は確実に元に戻す。
- ③各部所有の用具・備品は、所定の場所に片付け、私物は原則として持ち帰る。
- ④学校施設・備品の利用については、学校・学年・学級行事・PTA 行事を優先する。
- ⑤学校施設・備品を破損させた場合は、弁償する。（校長、教頭まで連絡）
- ⑥駐車場利用については基本的に体育館下を利用する。（土・日・祝日等も体育館前は駐車しない。）
- ⑦体育館の開閉は、貸し出されたカギを使用する。カギは父母会等で適切に管理し、コピーは厳禁とする。
- ⑧部室等のカギを交換する場合は、必ず学校へ届け出、スペアキーを提出する。
- ⑨通級教室は個人情報保護の観点から使用しない。

(2) 活動計画

- ①小学校における部活動は、学校の教育外活動である。
- ②活動時間は、学校の教育活動時間外で行う。練習時間については、以下の通りとする。
 - ◇平日（2時間以内）
 - ◇休日・祝祭日（4時間以内：日没前まで）

【詳細（平日）】 夏季：4月～10月 午後4時00分～午後7時00分（完全下校）
冬季：11月～3月 午後4時00分～午後6時00分（完全下校）
- ③練習は、必ず指導者あるいは責任者監視の下で行うこと。
- ④部活動の活動時間を守り、終了後は寄り道せずに帰宅させること。（原則、一旦帰宅してから参加する）
- ⑤毎月、第③日曜日〈家庭の日：ファミリー読書の日〉は学校施設の開放は行わない。活動を休止し、家族や地域で過ごさせる。

※平日は少なくとも1日、毎週土曜日・日曜日のいずれかを休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。
- ⑥技術・技能の向上と共に、生活指導面も併せて指導する。（あいさつ、言葉遣い、奉仕活動等）

- ⑦傷害保険に必ず加入させること。(部活動でのケガは、部活動スポーツ傷害保険で対応する)
※学校の災害保険は適用できません
- ⑧練習終了時刻が、日没後になる場合は保護者等で確実に送迎する。
- ⑨地域〈各自治会等〉の行事がある場合は、可能な限り部活動を休みにし、積極的に行事等に参加させる。
- ⑩部活動前後の買い食いは厳禁とする。
- ⑪学校敷地内域での喫煙・飲酒は厳禁とする。また、大会や練習試合の際は、ゲストチームにもそのことを周知・徹底してもらう。
- ⑫外部チームを招待しての練習試合や、大会後のゴミの処理については、各団体持ち帰りとする。
- ⑬児童の体力面を考慮し、学校での教育活動に支障が出ないような活動計画を立てる。
(特に土日の大会等の終了後は午後 8 時頃までには帰宅させ、休養を十分とらせる。)

(3) 下校後の対応、その他

- ①下校後は一旦帰宅してから部活動に参加する。尚、自宅が遠く活動に支障のある児童のみ直接参加を認めるが、必ず保護者等の管理下にあるものとする。
- ②練習日と練習時間の一覧表を作成し、学校と連携を図る。学校行事や PTA 作業等諸行事との重なりが出ないように計画する。大会や練習試合で本校施設を利用する場合は、駐車場係を配置し、他の部活動や教職員の出入りに支障のないように配慮する。
- ③サッカーゴールの移動やバレーボールのポールの設置等は、危険を伴うので、必ず大人と一緒にを行う。
- ④部活動として活用する消耗品的なもの(紙、砂、石灰、トイレトーパー等)の予算は父母会から捻出する。

※共通確認事項が守られない場合は、施設の利用を制限することもある。